

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来、財政状況把握の一助とするため、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成してきた。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

今回から、収支比率に替えて、「保険料比率」という新たな指標を導入し、分析を行っている。なお、従来の収支比率についても、参考として併せて掲載している。

(1) 財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出—国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である^注。「実質的な支出—国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出—国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\text{独自給付に関する支出} = \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \\ - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○保険料比率

保険料比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分のどの程度を保険料収入だけで賄えるかを示した指標であり、保険料収入の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する百分比である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が100%以上なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入で賄わなければならない状況にある。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)＋国庫・公経済負担＋追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

= 老齢費用率 + 障害費用率 + 遺族費用率 + その他（拠出金）の費用率

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

平成20年度末の年金扶養比率は、私学共済が4.49で最も高く、次いで厚生年金2.60、地共済1.69、国共済1.58の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.55である（図表2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 ー平成20年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,445	1,053	2,946	472.0	68,530
老齢・退年相当	13,236	668	1,746	105.0	26,904
年金扶養比率	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55

注1 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が1.92、地共済が2.05である。
なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあっては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であって、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると（図表2-4-2）、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であった。平成17、18年度は低下幅が小さかったが、19、20年度は0.2ポイント前後低下している。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね0.2ポイント前後低下している状況であった。平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント以下の低下に留まっていたが、20年度は0.14ポイントの低下であった。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント以下の低下となっており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55
対前年度増減差					
8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.67	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.13
11	△ 0.23	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.21	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.09	△ 0.33	△ 0.13
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.07	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.16	△ 0.05	△ 0.08	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.10	△ 0.03	△ 0.08	△ 0.21	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.12	△ 0.09
18	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.14	△ 0.10
19	△ 0.08	△ 0.06	△ 0.10	△ 0.21	△ 0.10
20	△ 0.14	△ 0.04	△ 0.10	△ 0.18	△ 0.12

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を
老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

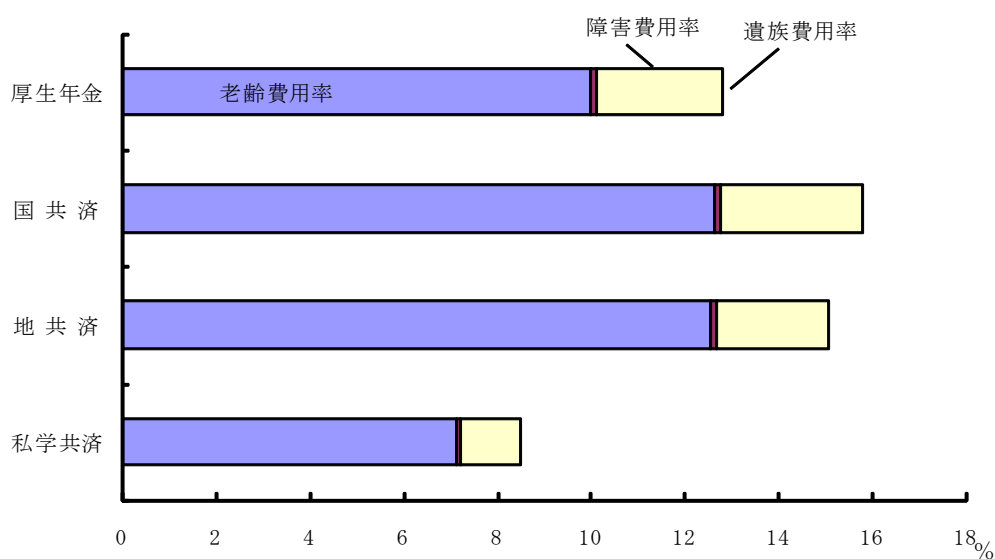
平成20年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-3、2-4-4）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ10.0%、0.1%、2.7%、国共済は12.7%、0.1%、3.0%、地共済は12.5%、0.1%、2.4%、私学共済は7.2%、0.1%、1.3%となっている。

図表2-4-3 年金種別費用率 —平成20年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.0	12.7	12.5	7.2
障害費用率	0.1	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.7	3.0	2.4	1.3
(参考：総合費用率)	18.2	19.9	19.2	12.7

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成20年度—



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-5のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-6である。老齢費用率の構成割合をみると、厚生年金で減少する傾向がみられる。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-5 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
17	10.3	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
18	<12.3>	<0.2>	<3.0>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
19	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
20	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
	<12.1>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
	<11.9>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
	<11.9>	<0.2>	<3.2>	<16.9>	<0.2>	<4.0>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
17	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
18	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
19	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
20	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>
	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
	<16.8>	<0.2>	<3.2>	<9.4>	<0.1>	<1.7>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-6 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.7	0.9	14.0	63.1	0.6	13.0
17	57.3	0.9	14.2	62.6	0.6	13.4
18	56.5	0.8	14.4	63.3	0.6	14.0
19	55.5	0.8	14.6	63.6	0.6	14.1
20	54.9	0.8	14.6	63.5	0.6	15.2
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0
18	65.2	0.7	11.6	57.3	0.6	10.1
19	65.5	0.7	11.9	57.0	0.6	10.0
20	65.4	0.7	12.4	56.2	0.6	10.2

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

(3) 総合費用率

平成20年度の総合費用率は、国共済が最も高く19.9%、次いで地共済19.2%、厚生年金18.2%、私学共済12.7%の順となっている（図表2-4-7）。

図表2-4-7 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3 <20.7>	17.4 <23.3>	14.4 <19.1>	11.3 <15.2>
16	17.8 <21.3>	17.1 <23.0>	15.4 <20.6>	11.5 <15.5>
17	17.8 <21.4>	16.7 <22.4>	16.2 <21.6>	11.8 <15.7>
18	17.9 <21.4>	17.6 <23.5>	16.8 <22.4>	12.0 <16.0>
19	17.9 <21.4>	18.7 <25.1>	17.6 <23.5>	12.4 <16.4>
20	18.2 <21.7>	19.9 <26.6>	19.2 <25.6>	12.7 <16.8>
対前年度増減差				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.7>
10	<1.2>	<0.3>	<1.1>	<0.7>
11	<0.6>	<0.9>	<0.8>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.8>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	…	…	…	…
16	<0.9> 0.5	<1.2> △ 0.2	<1.6> 1.1	<1.0> 0.3
17	<0.7> 0.0	<△0.3> △ 0.4	<1.5> 0.8	<0.3> 0.2
18	<0.0> 0.0	<△0.6> 0.9	<1.0> 0.6	<0.3> 0.2
19	<0.1> △ 0.0	<1.1> 1.2	<0.8> 0.8	<0.2> 0.4
20	<△0.0> 0.3	<1.5> 1.2	<1.2> 1.5	<0.4> 0.4
	<0.3>	<1.5>	<2.1>	<0.4>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表2-4-9参照。

なお、平成15年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成15年度前と以後とでは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として平成15年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

総合費用率の推移をみると、国共済、地共済、私学共済では概ね上昇傾向にある。一方、厚生年金は近年横ばいとなっていたが、20年度には上昇した。

制度別に詳しくみると、厚生年金の総合費用率は、標準報酬月額ベースで平成7年度の13.7%から平成16年度の21.3%（総報酬ベースでは17.8%）まで、9年間で7.6ポイントと大きく上昇した後、横ばいの状況が続いていたが、20年度には0.3ポイント上昇した。また、私学共済では、被保険者の適用拡大の影響で標準報酬総額が大きく伸びた平成14年度を除き、上昇傾向が続いている。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続で低下し、18年度以降は再び上昇している。この2年連続の低下の要因は、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている（16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分）ことにある。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、総合費用率が低く抑えられており、財政調整の影響を除けば上昇傾向が続いていると考えられる。一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっているほか、ここ数年標準報酬総額の減少幅が大きくなっており、総合費用率の上昇に寄与している。また、平成20年度は、国共済と地共済の総合費用率が大きく上昇しているが、当時提出されていた被用者年金一元化法案に従って追加費用が削減されることを前提に予算が組まれたため、20年度の追加費用が大きく減少していることが影響している。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表2-4-8）、平成20年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表 2-4-8 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

(厚生年金相当部分に係る総合費用率)

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると（図表 2-4-9）、平成 20 年度では、厚生年金（実績推計）の 19.0% に比べ、国共済は 0.9 ポイント、地共済は 1.5 ポイント、私学共済は 7.2 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-9 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
	%	%	%	%	%
平成 10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.6
	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.3>
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.4>	<22.4>
18	16.5	15.3	11.2	17.9	18.6
	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.4>	<22.3>
19	17.5	16.0	11.5	17.9	18.6
	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<21.4>	<22.2>
20	18.1	17.5	11.8	18.2	19.0
	<24.2>	<23.4>	<15.6>	<21.7>	<22.7>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成20年度の独自給付費用率は、厚生年金が12.8%、国共済が15.8%、地共済が15.5%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は8.8%と低くなっている(図表2-4-10)。

独自給付費用率の推移をみると、近年では、厚生年金が横ばい、地共済、私学共済が上昇傾向となっている。国共済は、平成16年度と17年度に財政調整拠出金制度の導入の影響で低下したが、その影響を除くと概ね上昇傾向にある。対前年度増減差をみると、平成20年度は、厚生年金が0.1ポイント、国共済が1.1ポイント、地共済が1.4ポイント、私学共済が0.2ポイントの上昇となっている。国共済と地共済の上昇幅が大きいですが、追加費用の減少が影響している他、地共済では標準報酬総額の減少も寄与している。

図表 2-4-10 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6 <15.1>	13.7 <18.4>	11.3 <15.0>	8.0 <10.9>
16	12.9 <15.5>	13.2 <17.7>	12.1 <16.2>	8.0 <10.7>
17	12.9 <15.5>	12.9 <17.2>	13.0 <17.3>	8.2 <11.0>
18	12.8 <15.4>	13.7 <18.4>	13.5 <18.0>	8.5 <11.3>
19	12.7 <15.2>	14.7 <19.7>	14.2 <18.9>	8.6 <11.4>
20	12.8 <15.2>	15.8 <21.1>	15.5 <20.7>	8.8 <11.6>
対前年度増減差				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.2>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.1>	<0.9>	<0.5>
11	<0.3>	<0.6>	<0.6>	<0.4>
12	<0.7>	<0.4>	<0.5>	<0.4>
13	<0.8>	<0.6>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<△0.0>
15	… <0.6>	… <0.9>	… <1.3>	… <0.8>
16	0.4 <0.4>	△ 0.5 <△0.7>	0.8 <1.2>	△ 0.0 <△0.1>
17	△ 0.0 <△0.0>	△ 0.3 <△0.5>	0.9 <1.1>	0.2 <0.3>
18	△ 0.1 <△0.1>	0.9 <1.1>	0.6 <0.8>	0.2 <0.3>
19	△ 0.1 <△0.2>	1.0 <1.3>	0.6 <0.9>	0.2 <0.2>
20	0.1 <0.1>	1.1 <1.4>	1.4 <1.8>	0.2 <0.2>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.4%、次いで国共済 4.1%、私学共済 3.9%、地共済 3.7%の順となっている（図表 2-4-11）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる。

平成 19 年度と比べると、各制度とも 0.1~0.2 ポイント上昇している。

図表 2-4-11 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7	3.7	3.1	3.2
	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	4.9	3.9	3.3	3.5
	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	4.9	3.9	3.3	3.6
	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	5.1	3.8	3.3	3.6
	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
19	5.2	4.0	3.5	3.7
	<6.2>	<5.4>	<4.6>	<4.9>
20	5.4	4.1	3.7	3.9
	<6.5>	<5.5>	<4.9>	<5.2>
対前年度増減差				
8	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
10	<0.3>	<0.3>	<0.2>	<0.2>
11	<0.4>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.2>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<△0.1>
15
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>
16	0.2	0.3	0.2	0.3
	<0.2>	<0.4>	<0.3>	<0.4>
17	0.0	△ 0.1	△ 0.0	0.0
	<0.0>	<△0.1>	<△0.1>	<△0.0>
18	0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0
	<0.2>	<△0.0>	<0.0>	<△0.0>
19	0.1	0.2	0.2	0.2
	<0.1>	<0.2>	<0.3>	<0.2>
20	0.2	0.1	0.2	0.2
	<0.2>	<0.1>	<0.3>	<0.2>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

(5) 保険料比率及び収支比率

平成20年度の保険料比率は、私学共済が最も高く93.1%、次いで厚生年金79.8%、地共済75.7%、国共済75.0%、国民年金（国民年金勘定）74.1%の順である（図表2-4-12）。すべての制度で、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を賅っている状況である。

保険料比率の推移をみると、近年では、厚生年金と私学共済が上昇傾向、その他の制度で低下傾向にある。

また、収支比率の推移は、図表2-4-13のとおりである。

図表2-4-12 保険料比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	111.9	96.3	123.5	121.4	117.5
8	107.1	96.0	126.3	118.4	144.5
9	106.8	98.9	126.5	115.6	118.8
10	99.1	97.0	117.1	109.5	113.0
11	95.5	92.7	110.7	104.5	114.3
12	90.5	89.9	105.0	99.0	109.1
13	86.2	87.2	101.3	95.8	100.4
14	82.8	84.7	96.4	95.8	94.0
15	76.2	82.9	90.6	93.2	95.0
16	74.3	84.3	85.3	90.9	92.0
17	75.6	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	75.0	75.7	93.1	74.1
対前年度増減差					
8	△ 4.8	△ 0.3	2.7	△ 2.9	△ 13.4
9	△ 0.3	2.9	0.3	△ 2.8	12.6
10	△ 7.8	△ 1.9	△ 9.4	△ 6.1	3.9
11	△ 3.6	△ 4.3	△ 6.4	△ 5.0	△ 0.3
12	△ 5.0	△ 2.8	△ 5.8	△ 5.5	4.9
13	△ 4.3	△ 2.7	△ 3.7	△ 3.2	9.0
14	△ 3.5	△ 2.5	△ 4.9	0.0	7.5
15	△ 6.5	△ 1.8	△ 5.8	△ 2.6	0.9
16	△ 1.9	1.4	△ 5.2	△ 2.3	△ 3.0
17	1.3	2.7	△ 2.1	0.8	△ 6.3
18	1.8	△ 3.6	△ 0.8	1.0	△ 6.7
19	2.0	△ 4.4	△ 2.0	0.3	△ 1.0
20	0.5	△ 4.0	△ 4.7	0.1	△ 4.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-13 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	90.5	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	124.3	98.3	93.5	86.8	103.1
	[113.1]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	121.3	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.7]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	115.2	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.4]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]
19	117.2	99.6	89.1	84.0	120.9
	[161.9]	[132.6]	[234.3]	[178.1]	[153.5]
20	116.3	114.5	112.5	92.8	127.0
	[203.6]	[196.5]	[1,176.2]	[511.4]	[204.2]
対前年度増減差					
8	3.4	0.9	0.2	3.2	△ 13.4
9	1.3	△ 0.2	0.4	2.1	12.6
10	6.8	5.1	5.5	3.9	3.9
11	4.3	4.3	1.3	2.8	△ 0.3
12	5.6	4.3	8.1	7.0	4.9
13	6.7	5.8	5.5	4.9	9.0
14	7.6	2.1	6.1	3.8	7.5
	[16.9]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.7	5.1	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.3]	[△22.8]
16	7.1	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.8]	[5.6]	[12.9]	[△4.3]	[9.9]
17	△ 3.0	△ 5.3	△ 10.8	△ 12.8	5.9
	[△22.4]	[△17.7]	[△25.2]	[△13.0]	[△7.9]
18	△ 6.1	2.7	△ 2.8	2.1	5.6
	[16.6]	[17.3]	[25.5]	[7.7]	[22.2]
19	2.0	4.0	9.2	8.0	6.3
	[54.5]	[36.2]	[150.9]	[104.9]	[43.7]
20	△ 0.9	14.9	23.4	8.8	6.1
	[41.7]	[63.9]	[941.9]	[333.3]	[50.7]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

(6) 積立比率

平成 20 年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く 10.1、次いで私学共済 9.9、国共済 6.3、厚生年金 4.5、国民年金（国民年金勘定）3.5 の順となっている（図表 2-4-14）。平成 20 年度は、19 年度に比べ全制度で低下している。

また、時価ベースでは、厚生年金 4.6、国共済 6.4、地共済 10.0、私学共済 9.8、国民年金 3.6 となっている。簿価ベースと同様、平成 19 年度に比べ全制度で低下しており、特に地共済の低下幅が大きい。

図表 2-4-14 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	年	年	年	年	年
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.2	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]
19	4.7	6.7	10.5	10.1	3.7
	[5.0]	[7.0]	[11.1]	[10.6]	[3.9]
20	4.5	6.3	10.1	9.9	3.5
	[4.6]	[6.4]	[10.0]	[9.8]	[3.6]
対前年度増減差					
8	△ 0.1	△ 0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.3
12	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.1
13	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]
16	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.0]	[0.2]	[△0.3]	[△0.1]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△0.2]	[△0.0]	[△0.3]
18	△ 0.3	△ 0.3	0.0	0.0	△ 0.5
	[△0.0]	[△0.1]	[0.5]	[0.2]	[△0.3]
19	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.1]	[△0.4]	[△0.1]	[△0.2]	[△0.1]
20	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.2
	[△0.5]	[△0.6]	[△1.1]	[△0.8]	[△0.4]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

5 被保険者及び受給権者のコーホート分析

(1) 被保険者のコーホート分析

被保険者について、年齢別のコーホート（同じ生年度の集団）に着目して、被保険者数や1人当たり標準報酬月額、1人当たり標準賞与額の動向を分析する。

ここでいう年齢別コーホートは、例えば、平成19年度末に19歳であった者の集団が20年度末に20歳になるまでの動きを捉えるものであり、20年度末の年齢（例の場合は20歳）を基準として表記することとする。

年齢別被保険者数のコーホート増減率をみると（図表2-5-1）、被用者年金では、平成20年度末に20歳代前半となるコーホートで各制度とも大きく増加しており、大学や短大等を卒業して新たに被用者年金に加入する者が多い状況が反映されている。各制度で最も大きく増加しているのは、厚生年金男性、国共済、地共済が23歳、厚生年金女性、私学共済が21歳となっている。逆に、国民年金の第1号被保険者は、学生等が就職していくことを反映して20歳代前半のコーホートを中心に大きく減少している。

厚生年金の女性と私学共済では、結婚や出産・育児の影響等で、それぞれ25～37歳、26～32歳のところで減少している。その後の年齢では徐々に増加しており、出産・育児等を経て再び就業しはじめる状況がうかがえる。一方、国民年金の第3号被保険者は30歳まで二桁の増加となっている他、30歳代前半のコーホートでの伸びも大きい。

60歳代前半及び後半のコーホートは、各制度とも大きく減少しており、被用者が退職などにより次第に脱退していく様子がうかがわれる。制度別にみると、厚生年金では男性が60歳、63歳、65～66歳、女性が60歳、65～66歳での減少が大きい。国共済では61歳、64歳、66歳で、地共済では61歳、66～67歳、69歳において40%を超える大きな減少となっている。私学共済では66歳での減少が大きいですが、他制度に比べ60歳代前半のコーホートで減少が小さくなっている。

また、厚生年金の女性では50歳、私学共済では55歳までの各コーホートで増加傾向となっているのに対して、厚生年金の男性では30歳、国共済では39歳から減少傾向がみられるなど、制度により特性が異なる面もうかがわれる。

図表 2-5-1 年齢別被保険者数のコーホート増減率
(平成19年度末→平成20年度末)

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				第1号	第3号
	%	%	%	%	%	%	%
20歳	8.8	20.7	4.4		52.4		
21歳	35.8	78.7	12.1	101.1	3823.5	△ 13.7	115.5
22歳	12.6	13.6	17.7	74.2	32.5	△ 8.5	41.4
23歳	61.2	51.7	46.5	164.3	49.3	△ 34.0	51.5
24歳	13.0	3.8	10.7	40.6	1.6	△ 15.5	29.1
25歳	9.6	△ 0.3	7.0	17.3	3.9	△ 13.9	55.0
26歳	4.0	△ 2.7	3.5	13.1	△ 5.0	△ 8.3	31.6
27歳	1.4	△ 3.8	1.9	5.8	△ 6.1	△ 3.0	24.3
28歳	0.6	△ 4.5	1.9	2.8	△ 5.2	△ 0.5	15.9
29歳	0.1	△ 4.7	1.7	2.9	△ 4.3	△ 1.7	17.5
30歳	△ 0.1	△ 4.5	1.2	1.6	△ 3.2	△ 2.6	14.7
31歳	△ 0.4	△ 4.2	1.2	1.3	△ 2.2	△ 0.7	7.1
32歳	△ 0.6	△ 3.6	0.8	△ 0.5	△ 0.9	1.9	2.2
33歳	△ 0.6	△ 3.0	0.7	3.4	0.1	1.9	6.3
34歳	△ 0.6	△ 2.4	1.6	△ 0.5	1.2	2.6	5.9
35歳	△ 0.7	△ 1.7	1.5	△ 0.5	0.9	0.5	0.4
36歳	△ 0.8	△ 0.9	0.7	△ 3.9	1.7	0.5	△ 2.7
37歳	△ 0.9	△ 0.3	0.1	0.1	1.1	△ 0.9	4.7
38歳	△ 0.9	0.3	0.1	0.4	1.4	△ 1.9	△ 2.8
39歳	△ 0.9	1.0	△ 0.9	0.2	2.2	0.7	△ 0.7
40歳	△ 0.9	1.5	△ 0.0	△ 1.8	1.3	△ 0.1	△ 4.0
41歳	△ 1.0	1.9	△ 0.5	△ 3.0	2.1	1.9	0.1
42歳	△ 1.1	2.0	△ 0.6	1.8	2.0	3.8	△ 1.6
43歳	△ 1.1	2.2	△ 1.2	1.2	1.6	1.3	4.0
44歳	△ 1.1	2.2	△ 0.3	△ 0.8	1.8	1.3	0.2
45歳	△ 1.2	1.9	△ 0.5	3.5	2.9	△ 1.3	△ 3.3
46歳	△ 1.3	1.6	△ 0.9	3.9	2.0	5.1	△ 6.0
47歳	△ 1.2	1.3	△ 1.1	△ 0.7	1.7	3.6	△ 0.9
48歳	△ 1.3	1.0	△ 1.1	△ 2.6	1.4	6.3	△ 3.5
49歳	△ 1.3	0.5	△ 1.1	△ 1.0	1.3	1.6	△ 0.8
50歳	△ 1.5	0.1	△ 1.1	1.0	0.8	1.8	△ 2.4
51歳	△ 1.4	△ 0.2	△ 1.1	△ 2.0	1.0	1.9	△ 1.1
52歳	△ 1.5	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.1	0.3	3.8	△ 0.3
53歳	△ 1.4	△ 0.9	△ 1.3	△ 2.6	0.4	3.9	△ 3.4
54歳	△ 1.1	△ 1.1	△ 17.5	△ 3.1	1.0	4.2	1.6
55歳	△ 1.7	△ 2.0	△ 5.8	△ 3.6	0.2	5.0	△ 2.0
56歳	△ 1.8	△ 2.2	△ 4.4	0.8	△ 0.7	4.8	△ 8.9
57歳	△ 2.1	△ 2.8	△ 5.2	△ 3.4	△ 0.7	6.0	△ 6.3
58歳	△ 2.4	△ 3.3	△ 6.7	△ 3.1	△ 0.4	5.6	△ 11.6
59歳	△ 2.8	△ 4.1	△ 8.1	△ 4.0	△ 1.5	5.1	△ 8.4
60歳	△ 17.3	△ 17.8	△ 16.1	△ 14.3	△ 1.1	△ 93.7	△ 100.0
61歳	△ 4.3	△ 11.6	△ 64.0	△ 91.3	△ 4.7	12.9	
62歳	△ 9.2	△ 10.3	△ 19.8	△ 13.0	△ 2.7	△ 11.8	
63歳	△ 17.8	△ 10.2	△ 22.2	△ 29.5	△ 5.2	1.4	
64歳	△ 13.6	△ 10.8	△ 45.0	△ 32.7	△ 6.4	△ 10.9	
65歳	△ 22.0	△ 21.5	△ 14.5	△ 14.4	△ 8.2	△ 89.8	
66歳	△ 18.9	△ 16.6	△ 84.7	△ 59.7	△ 28.8	△ 28.9	
67歳	△ 14.1	△ 11.8	△ 18.1	△ 59.2	△ 9.2	△ 29.9	
68歳	△ 13.5	△ 11.2	△ 25.8	△ 24.8	△ 11.4	△ 13.0	
69歳	△ 13.7	△ 10.9	△ 34.4	△ 56.6	△ 15.3	△ 62.1	

注 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

年齢別1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）のコーホート増減率をみると（図表2-5-2）、各制度とも年齢が低い層で増加が大きくなっている。

厚生年金では、45歳までのコーホートで総じて男性の伸びが女性より大きい、年齢の高い層では逆転している。厚生年金男性の53歳以上では減少しており、特に60歳における14.7%減、61歳における8.5%減が大きな減少となっている。

国共済、地共済、私学共済では61歳における減少が最も大きく、それぞれ7.0%減、20.8%減、8.0%減となっている。また、地共済では45歳以上のコーホートで減少している。

図表2-5-3は、年齢別1人当たり標準賞与額のコーホート増減率である。ここでは、年度末の被保険者について、年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除したものでコーホート増減率を算出している。従って、年度中に新規加入した者については、実際に支給された賞与が対象となるため、通常に比べ賞与の回数や額が少なくなっていることが考えられる。一方で、年度中の脱退者に係る標準賞与額は対象に入らない。

総じて20歳代前半のコーホートで、1人当たり標準賞与額が大きく増加している。特に、厚生年金男性と国共済では20歳と24歳、厚生年金女性では20歳、22歳、24歳、地共済では24歳、私学共済では22歳での増加が他の年齢に比べ大きい、前述のように年度中の新規加入者の標準賞与額は通常より少なくなると推測されることから、被保険者数が増加している年齢の1歳上の年齢のコーホートで増加が大きくなっているものと考えられる。

図表 2-5-2 年齢別 1人当たり標準報酬月額のコーホート増減率
(平成19年度末→平成20年度末)

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学
	男性	女性			
	%	%	%	%	%
20歳	13.5	5.4	9.9		4.5
21歳	0.9	3.2	6.1	1.2	7.1
22歳	4.8	5.8	10.4	3.0	9.8
23歳	4.4	7.8	6.5	5.5	9.2
24歳	7.3	6.1	8.8	3.1	6.6
25歳	5.2	3.8	5.9	2.5	3.5
26歳	5.3	3.2	5.3	2.9	5.5
27歳	4.6	2.7	5.4	3.6	4.8
28歳	4.2	2.5	5.8	3.5	5.0
29歳	3.9	2.2	4.9	3.6	5.0
30歳	3.7	1.8	5.0	2.9	5.0
31歳	3.5	1.7	5.0	3.5	5.1
32歳	3.2	1.5	4.6	3.4	4.5
33歳	3.0	1.4	4.3	3.2	4.5
34歳	2.7	1.2	4.2	2.6	4.0
35歳	2.5	1.2	3.9	2.0	3.8
36歳	2.3	1.0	4.2	2.5	3.6
37歳	2.2	1.0	4.5	2.5	2.9
38歳	2.0	0.9	4.0	1.6	2.6
39歳	1.8	0.8	2.9	2.2	2.3
40歳	1.6	0.7	1.2	1.6	2.3
41歳	1.5	0.7	2.3	1.0	1.9
42歳	1.3	0.7	2.7	1.1	1.5
43歳	1.2	0.8	3.2	0.6	1.5
44歳	1.0	0.7	2.2	0.4	1.7
45歳	1.0	0.8	1.7	△ 0.4	1.2
46歳	0.9	0.9	1.5	△ 0.3	1.1
47歳	0.7	0.9	1.4	△ 0.1	0.9
48歳	0.6	0.8	1.0	△ 0.7	0.9
49歳	0.5	0.9	0.8	△ 0.6	0.9
50歳	0.4	0.8	0.7	△ 0.7	0.9
51歳	0.0	0.6	0.6	△ 0.4	0.6
52歳	0.2	0.7	0.5	△ 0.7	0.6
53歳	△ 0.0	0.6	0.9	△ 1.0	0.3
54歳	△ 0.4	0.6	1.1	△ 0.5	0.3
55歳	△ 0.7	0.4	△ 0.0	△ 0.9	0.1
56歳	△ 1.1	0.2	0.2	△ 0.7	0.2
57歳	△ 0.8	0.4	0.1	△ 0.9	0.3
58歳	△ 1.0	0.4	△ 0.1	△ 0.6	0.3
59歳	△ 0.9	0.4	△ 0.1	△ 0.7	0.1
60歳	△ 14.7	△ 3.8	△ 1.1	△ 1.6	△ 0.8
61歳	△ 8.5	△ 3.8	△ 7.0	△ 20.8	△ 8.0
62歳	△ 1.6	△ 0.3	1.2	△ 2.5	△ 0.4
63歳	△ 1.8	0.1	1.3	4.4	△ 0.2
64歳	△ 2.0	0.1	2.3	7.7	△ 0.6
65歳	△ 2.8	0.5	0.5	0.9	△ 0.3
66歳	△ 3.2	△ 0.5	△ 2.7	△ 1.3	△ 5.9
67歳	△ 1.8	0.1	△ 0.4	2.5	△ 0.5
68歳	△ 1.6	0.1	△ 1.1	△ 2.9	0.3
69歳	△ 1.2	0.4	△ 0.4	△ 1.5	△ 0.5

注 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

図表 2-5-3 年齢別1人当たり標準賞与額のコーホート増減率
(平成19年度→平成20年度)

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学
	男性	女性			
	%	%	%	%	%
20歳	56.8	36.4	55.5		18.1
21歳	△ 4.4	4.8	6.5	2.2	14.9
22歳	12.6	27.1	7.0	△ 8.9	41.9
23歳	13.0	16.3	2.2	△ 8.4	8.8
24歳	32.1	26.8	12.1	11.3	14.1
25歳	13.3	5.8	6.0	2.5	△ 1.9
26歳	11.7	2.8	5.6	6.2	2.5
27歳	8.3	2.5	5.7	4.6	3.5
28歳	6.0	1.4	4.3	5.9	3.9
29歳	5.3	1.1	3.6	5.0	4.1
30歳	4.5	0.5	3.9	3.6	3.7
31歳	3.9	0.6	4.9	3.7	4.7
32歳	3.5	0.6	4.2	2.7	4.3
33歳	3.0	0.3	7.5	0.9	3.7
34歳	2.2	0.1	6.5	1.0	2.8
35歳	1.8	0.2	6.0	△ 1.0	2.8
36歳	1.5	△ 0.2	6.3	1.3	2.7
37歳	1.3	0.1	6.5	0.4	1.9
38歳	1.0	△ 0.5	5.9	△ 0.2	1.3
39歳	0.6	△ 0.6	5.5	1.6	1.0
40歳	0.4	△ 0.8	4.2	0.4	0.7
41歳	0.2	△ 1.0	4.9	0.5	0.2
42歳	△ 0.0	△ 1.0	4.0	△ 0.1	0.5
43歳	△ 0.6	△ 1.0	3.0	△ 0.3	0.4
44歳	△ 0.6	△ 1.1	2.5	△ 0.5	0.1
45歳	△ 0.5	△ 1.0	2.0	△ 1.3	△ 0.7
46歳	△ 0.7	△ 1.0	2.0	△ 0.9	△ 0.4
47歳	△ 0.9	△ 0.8	1.7	0.6	△ 0.5
48歳	△ 1.2	△ 1.0	1.5	0.5	△ 1.0
49歳	△ 1.4	△ 0.9	1.5	△ 0.5	△ 0.4
50歳	△ 1.5	△ 1.1	1.3	△ 1.0	△ 0.5
51歳	△ 2.1	△ 1.5	2.6	0.9	△ 0.8
52歳	△ 2.0	△ 1.6	2.8	0.3	△ 0.6
53歳	△ 2.1	△ 1.7	0.9	△ 0.4	△ 1.3
54歳	△ 2.7	△ 2.0	0.4	△ 0.0	△ 0.9
55歳	△ 3.9	△ 2.6	0.0	△ 0.9	△ 0.6
56歳	△ 4.5	△ 3.4	0.8	△ 0.1	△ 0.8
57歳	△ 3.3	△ 2.6	0.7	△ 2.1	△ 0.7
58歳	△ 3.9	△ 2.9	0.7	△ 2.7	△ 1.1
59歳	△ 3.5	△ 3.1	0.1	△ 2.1	△ 1.0
60歳	△ 43.6	△ 25.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 2.1
61歳	△ 17.7	△ 21.1	△ 14.5	△ 12.2	△ 13.6
62歳	△ 6.4	△ 5.7	1.8	50.0	△ 0.3
63歳	△ 10.2	△ 6.3	2.1	61.8	△ 1.7
64歳	△ 9.6	△ 5.4	1.6	57.9	△ 2.6
65歳	△ 15.3	△ 10.2	0.2	34.6	△ 1.7
66歳	△ 22.0	△ 13.7	△ 12.3	3.9	△ 14.5
67歳	△ 12.0	△ 5.3	△ 1.8	60.9	△ 0.7
68歳	△ 12.0	△ 5.2	△ 6.7	10.9	△ 1.8
69歳	△ 9.9	△ 4.1	△ 6.5	△ 5.9	△ 5.5

注1 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

注2 1人当たり標準賞与額は、年度末の被保険者について、年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除したものである。

図表 2-5-4 は、年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額についてみたものである。

ここでは、

（1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額）×年度末被保険者数で算出した標準報酬総額（推計値）を用いて、コーホート増減額を算出している。

被用者年金制度計の標準報酬総額は、平成19年度から20年度にかけて全体で1.2兆円減少しているが、45歳以上の各年齢階級別コーホートで減少する一方、44歳以下では増加しており、標準報酬総額が年齢の高い世代から低い世代へ移転している状況がうかがわれる。制度別にみると、厚生年金の男性と地共済は、被用者年金制度計と同様の傾向である。国共済と私学共済も、全体として標準報酬総額が増加しているものの、年齢の高い世代から低い世代への移転の状況は同じである。一方、厚生年金の女性では、25～34歳及び55歳以上のコーホートで減少する一方、他のコーホートで増加している。

図表 2-5-4 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額
（平成19年度→平成20年度）

年齢階級 （平成20年度末）		厚生年金 男性	厚生年金 女性	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
標準報酬総額	～24歳	12,493	10,051	781	1,476	523	25,323
	25～34歳	10,780	△ 1,537	824	1,823	109	11,998
	35～44歳	1,985	1,298	726	271	220	4,500
	45～54歳	△ 3,773	723	△ 298	△ 871	114	△ 4,106
	55～64歳	△ 24,667	△ 4,833	△ 1,810	△ 8,830	△ 222	△ 40,362
	65歳～	△ 7,097	△ 1,732	△ 119	△ 123	△ 371	△ 9,441
	計	△ 10,281	3,970	104	△ 6,254	372	△ 12,089
標準報酬月額	～24歳	10,403	8,506	591	1,186	411	21,097
	25～34歳	8,630	△ 1,227	628	1,404	99	9,535
	35～44歳	2,235	1,278	480	329	181	4,502
	45～54歳	△ 2,212	813	△ 248	△ 704	104	△ 2,247
	55～64歳	△ 18,983	△ 3,857	△ 1,330	△ 6,788	△ 146	△ 31,105
	65歳～	△ 6,365	△ 1,585	△ 85	△ 104	△ 274	△ 8,413
	計	△ 6,292	3,928	35	△ 4,677	374	△ 6,631
標準賞与総額	～24歳	2,090	1,545	190	290	112	4,226
	25～34歳	2,149	△ 310	196	419	10	2,464
	35～44歳	△ 250	20	246	△ 58	39	△ 3
	45～54歳	△ 1,562	△ 90	△ 50	△ 167	10	△ 1,859
	55～64歳	△ 5,685	△ 976	△ 479	△ 2,041	△ 76	△ 9,257
	65歳～	△ 732	△ 146	△ 34	△ 19	△ 97	△ 1,028
	計	△ 3,989	42	69	△ 1,577	△ 3	△ 5,458

注1 年齢階級は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

注2 「（1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額）×年度末被保険者数」で算出した標準報酬総額（推計値）を用いて算出している。

標準報酬総額のコーホート増減額を標準報酬月額総額分と標準賞与総額分に分けてみると（図表 2-5-4）、被用者年金制度計では標準報酬月額総額分の減少と標準賞与総額分の減少がほぼ同程度である。標準報酬月額総額では 45 歳以上のコーホートから 44 歳以下のコーホートへ、標準賞与総額では 35 歳以上のコーホートから 34 歳以下のコーホートへ報酬が移転している状況となっている。

次に、年齢階級別標準報酬総額のコーホート増減額の要因分析をしたものが、図表 2-5-5 である。

ここでは、標準報酬総額のコーホート増減額を以下の方法で 3 つの要因に分解している。

- ・標準報酬総額＝1人当たり標準報酬額×年度末被保険者数　として計算。
 （※1人当たり標準報酬額＝1人当たり標準報酬月額×12＋1人当たり標準賞与額）
- ・平成 19 年度の各年齢階級別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを 20 年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を平成 19 年度における 1 歳上の年齢の値に置き換えて計算し、差額を「賃金の定昇分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を平成 19 年度と同一年齢の 20 年度の値に置き換えて計算し、差額を「賃金のベア分」とする。

厚生年金男性では、全体では人数の変化分と賃金のベア分が減少し、賃金の定昇分が増加しているが、年齢階級別コーホートでみると、年齢の低いコーホートで 3 つの要因すべてが増加する一方で、55 歳以上のコーホートではすべてが減少しており、年齢階級別コーホートにより状況が異なっている。特に、35～44 歳における賃金のベア分の減少が目立っている。

国共済では、人数の変化分による減少と賃金の定昇分による増加がほぼ同程度となっている。地共済では、人数の変化分による減少が大きいことに加え、賃金のベア分が減少している。

厚生年金の女性と私学共済で、出産・育児等での離職が多いと考えられる 25～34 歳のコーホートで人数の変化分が減少しており、特徴的である。

図表 2-5-5 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析
（平成19年度→平成20年度）

年齢階級 (平成20年度末)		厚生年金 男性	厚生年金 女性	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
総 増 減 額	～24歳	億円 12,493	億円 10,051	億円 781	億円 1,476	億円 523	億円 25,323
	25～34歳	10,780	△ 1,537	824	1,823	109	11,998
	35～44歳	1,985	1,298	726	271	220	4,500
	45～54歳	△ 3,773	723	△ 298	△ 871	114	△ 4,106
	55～64歳	△ 24,667	△ 4,833	△ 1,810	△ 8,830	△ 222	△ 40,362
	65歳～	△ 7,097	△ 1,732	△ 119	△ 123	△ 371	△ 9,441
	計	△ 10,281	3,970	104	△ 6,254	372	△ 12,089
人 数 の 変 化 分	～24歳	億円 9,379	億円 7,488	億円 531	億円 1,399	億円 387	億円 19,184
	25～34歳	1,711	△ 3,887	217	907	△ 118	△ 1,170
	35～44歳	△ 3,189	665	△ 26	△ 336	94	△ 2,791
	45～54歳	△ 3,929	339	△ 559	△ 533	87	△ 4,595
	55～64歳	△ 14,406	△ 4,036	△ 1,775	△ 8,233	△ 129	△ 28,579
	65歳～	△ 6,407	△ 1,704	△ 118	△ 136	△ 343	△ 8,708
	計	△ 16,841	△ 1,135	△ 1,729	△ 6,932	△ 22	△ 26,659
賃 金 の 定 昇 分	～24歳	億円 2,574	億円 2,236	億円 189	億円 161	億円 131	億円 5,290
	25～34歳	8,855	1,706	512	1,119	214	12,405
	35～44歳	8,085	195	699	1,565	185	10,729
	45～54歳	△ 599	△ 417	282	989	94	349
	55～64歳	△ 9,496	△ 851	20	△ 272	△ 48	△ 10,647
	65歳～	△ 496	△ 0	1	△ 0	△ 24	△ 520
	計	8,923	2,868	1,704	3,561	551	17,606
賃 金 の ベ ア 分	～24歳	億円 540	億円 327	億円 60	億円 △ 84	億円 5	億円 849
	25～34歳	214	644	95	△ 203	13	764
	35～44歳	△ 2,911	438	52	△ 958	△ 59	△ 3,438
	45～54歳	755	801	△ 22	△ 1,327	△ 67	140
	55～64歳	△ 766	54	△ 55	△ 324	△ 45	△ 1,136
	65歳～	△ 194	△ 27	△ 2	13	△ 4	△ 214
	計	△ 2,363	2,237	129	△ 2,882	△ 157	△ 3,036

注1 年齢階級は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

注2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」
で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

注3 平成19年度と20年度の同一年齢どうしでみた増加分を賃金のベア分として計上
している。

(2) 老齢・退年相当の受給権者のコーホート分析

老齢・退年相当の受給権者について、年齢別コーホートごとの受給権者数及び平均年金月額の変動をみる。

年齢別受給権者数（老齢・退年相当）のコーホート増減率をみると（図表2-5-6）、被用者年金では61歳で大きく増加している。被用者年金の支給開始年齢は60歳であるため、ここでの増加は少し遅れて裁定された者による増加と考えられる。国民年金では、繰上げをする者から順次裁定されて受給権者になっていく状況がうかがわれ、支給開始年齢である65歳のところで著しい増加となっている。

図表2-5-6 年齢別受給権者数（老齢・退年相当）のコーホート増減率
（平成19年度末→平成20年度末）

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
61歳	36.3	35.2	60.2	40.7	34.8	63.7	54.0
62歳	3.6	3.3	0.8	△ 0.8	2.4	12.8	16.4
63歳	4.2	1.9	0.4	△ 0.9	2.1	7.7	18.6
64歳	1.6	1.8	0.2	△ 1.0	1.3	4.0	9.9
65歳	△ 1.9	2.9	△ 0.2	△ 0.7	△ 10.1	796.2	534.7
66歳	4.7	5.7	△ 0.5	△ 0.0	9.5	9.6	11.6
67歳	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.5
68歳	△ 1.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	0.2
69歳	△ 1.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.1
70歳	△ 0.5	1.2	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.7	0.1
71歳	△ 1.4	△ 0.2	△ 1.3	△ 0.8	0.4	△ 1.3	△ 0.4
72歳	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.5	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.8	△ 0.6
73歳	△ 2.1	△ 0.8	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 2.1	△ 0.8
74歳	△ 2.4	△ 1.0	△ 1.9	△ 1.3	△ 1.2	△ 2.3	△ 0.9
75歳	△ 2.7	△ 1.2	△ 2.3	△ 1.6	△ 1.6	△ 2.7	△ 1.1
76歳	△ 3.1	△ 1.2	△ 2.4	△ 1.8	△ 1.8	△ 3.0	△ 1.2
77歳	△ 3.4	△ 1.4	△ 2.7	△ 2.1	△ 2.0	△ 3.4	△ 1.4
78歳	△ 4.0	△ 1.7	△ 3.2	△ 2.3	△ 2.8	△ 3.9	△ 1.6
79歳	△ 4.4	△ 2.0	△ 3.5	△ 2.9	△ 3.2	△ 4.3	△ 1.9
80歳	△ 5.1	△ 2.3	△ 4.2	△ 3.3	△ 3.3	△ 5.0	△ 2.2
81歳	△ 5.5	△ 2.6	△ 4.6	△ 3.9	△ 4.1	△ 5.5	△ 2.5
82歳	△ 6.3	△ 3.0	△ 5.3	△ 4.6	△ 4.9	△ 6.2	△ 2.9
83歳	△ 7.1	△ 3.4	△ 6.1	△ 5.2	△ 4.8	△ 7.2	△ 3.4
84歳	△ 7.9	△ 3.9	△ 6.7	△ 5.7	△ 5.0	△ 7.9	△ 4.0
85歳	△ 8.6	△ 4.6	△ 7.4	△ 6.5	△ 5.9	△ 8.7	△ 4.7
86歳	△ 9.5	△ 5.1	△ 8.5	△ 7.3	△ 7.3	△ 9.7	△ 5.3
87歳	△ 10.7	△ 5.7	△ 9.7	△ 8.1	△ 6.5	△ 10.7	△ 6.1
88歳	△ 11.6	△ 6.6	△ 9.9	△ 8.9	△ 7.3	△ 11.8	△ 7.1
89歳	△ 13.0	△ 7.5	△ 11.6	△ 10.1	△ 8.7	△ 12.4	△ 8.1

注 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

図表 2-5-7 は、年齢別平均年金月額（老齢・退年相当）のコーホート増減率である。この図表では、厚生年金は平均年金月額に基礎年金分を含んでいるが、国共済、地共済、私学共済は基礎年金分を含んでいないため、留意が必要である。

厚生年金男性、国共済、地共済、私学共済では、平成 20 年度末で 63 歳の者の定額部分の支給開始年齢が 63 歳であることから、20 年度末で 63 歳になるコーホートの平均年金月額は、新たに定額部分が支給されるようになったことを反映し、それぞれ 64.9%増、57.5%増、40.9%増、47.6%増と大きく増加している。同様に、厚生年金の女性では、20 年度末で 61 歳になるコーホートで、定額部分の支給開始年齢が 61 歳であることを反映して、121.5%増となっている。

また、厚生年金男性、厚生年金女性では、65 歳でそれぞれ 1.9%増、12.5%増となっており、65 歳以上の本来支給で平均年金月額が増えている状況がうかがえる。なお、国共済、地共済、私学共済では、平均年金月額に基礎年金分が含まれていないため、特別支給から本来支給に変わる 65 歳のコーホートで大きく減少している。

国民年金は、60 歳代前半は繰上げを選択した者に限られているため、本来の支給開始年齢に達する 65 歳のコーホートで、平均年金月額が大きく増加している。

図表 2-5-7 年齢別平均年金月額（老齢・退年相当）のコーホート増減率
（平成19年度末→平成20年度末）

年齢 (平成20年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
61歳	1.5	121.5	2.5	9.4	0.1	1.2	5.8
62歳	0.9	0.2	0.1	△ 0.0	0.1	1.3	5.6
63歳	64.9	△ 2.7	57.5	40.9	47.6	4.7	3.9
64歳	△ 0.6	△ 2.2	△ 0.2	△ 0.2	0.0	4.6	2.5
65歳	1.9	12.5	△ 28.4	△ 25.9	△ 22.4	92.7	36.4
66歳	△ 1.3	0.2	△ 1.2	△ 4.6	△ 1.0	0.1	0.5
67歳	△ 1.4	0.2	△ 1.9	△ 0.9	△ 0.9	0.1	0.1
68歳	△ 1.3	0.3	△ 1.9	△ 1.0	△ 0.9	0.2	0.1
69歳	△ 1.2	0.2	△ 1.8	△ 0.9	△ 0.6	0.2	0.1
70歳	△ 0.3	1.5	△ 1.5	△ 0.8	1.6	0.7	0.4
71歳	△ 0.5	0.5	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	0.3	0.2
72歳	△ 0.5	0.1	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.8	0.1	0.1
73歳	△ 0.2	0.1	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.6	0.1	0.1
74歳	△ 0.0	0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.5	0.1	0.1
75歳	0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.4	0.1	0.1
76歳	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1	0.1
77歳	0.2	0.1	0.0	0.0	△ 0.3	0.1	0.1
78歳	0.2	0.0	0.0	0.0	△ 0.1	0.1	0.1
79歳	0.2	0.0	△ 0.0	0.1	△ 0.1	0.1	0.1
80歳	0.2	0.0	0.0	0.1	△ 0.3	0.2	0.1
81歳	0.2	△ 0.0	△ 0.0	0.0	0.1	0.2	0.1
82歳	0.2	△ 0.0	△ 0.1	0.0	△ 0.5	0.2	0.1
83歳	0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.2	0.3	0.2
84歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.4	0.2	0.1
85歳	0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.4	0.3	0.2
86歳	0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.3	0.2
87歳	0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.5	0.2	0.2
88歳	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.2	0.2
89歳	△ 0.0	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.2	0.2

注1 年齢は、各コーホートの平成20年度末における年齢である。

注2 厚生年金の平均年金月額には基礎年金分を含み、国共済、地共済、私学共済の平均年金月額は基礎年金分を含んでいない。